

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	尾見地区 (尾見集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は74.5歳であり、町平均の70.1歳と比べても非常に高くなっている。また、耕作者が限定されていることから、地域内での農地・水路等の管理の負担感が増加している。
農地所有者の多くは後継者のめどが立っていないうえに、自身の体調不良や機械の不具合などから近い将来、農業をやめたいといった声が挙がるなど、農地を維持していくために担い手の確保が喫緊の課題となっているが、若年層の農業への関心は低い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

優良農地を選別して維持を行い、地域全体で収益性の高い農業を目指す。担い手が不足する点については、学生人材バンク等のボランティアの活用などで補完しつつ、地域を超えた広域での連携により、農業従事者の雇用の可能性などを検討していく。
また、中山間交付金等の補助事業を活用しながら、農地・水路等の管理や畦の機能維持にかかる負担軽減を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字尾見(尾見集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地域内の条件の良い農地のみを選別し、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針 状況にあわせて活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 負担なしの農地基盤のメンテナンスを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 特産品の精算・加工・販売などにより、儲かる農業を目指し、多様な経営体の参画、確保を目指す。 農業従事者雇用に対する補助、人材育成・営農機械助成など、補助事業の活用を含めて担い手の確保について検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 該当する事業者があれば活用を検討する。

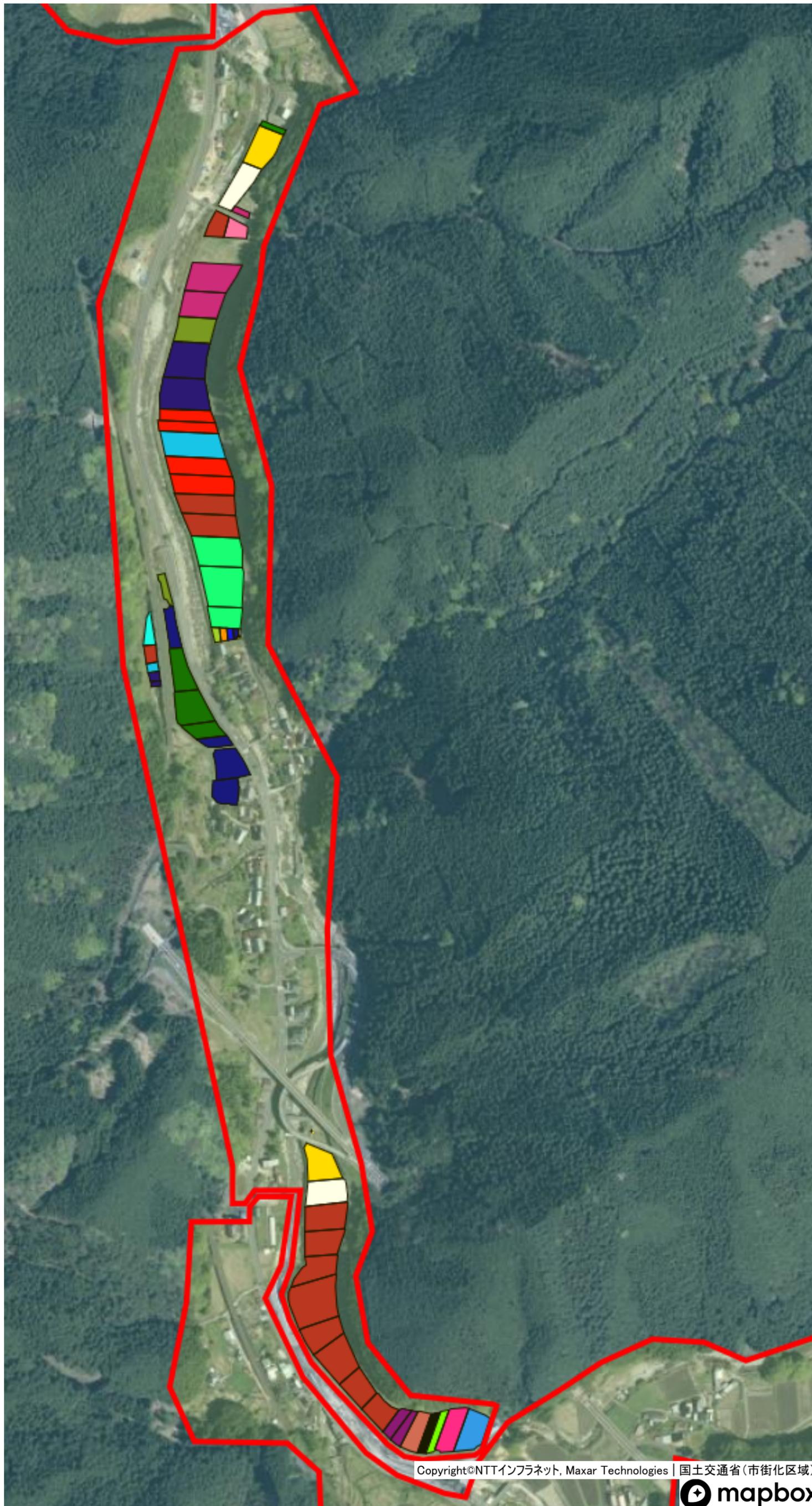
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

尾見地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q
- R
- S
- T
- U
- V
- W
- 検討中農地